平成２１年（フ）第３０４号
兵庫県伊丹市車塚２丁目70番地１　塚口ハウス２―306号、前住所兵庫県伊丹市中央５丁目４番26号
破産者　木下ひとみ
1　決定年月日　平成21年12月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所伊丹支部

平成２１年（フ）第７１３号
兵庫県西宮市小松西町１丁目４番８―103号
破産者　梶丸　道雄
1　決定年月日　平成21年12月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２１年（フ）第７１９号
兵庫県尼崎市武庫之荘７丁目16番10―107号、前住所兵庫県尼崎市武庫之荘７丁目13番２号
破産者　玉垣　一美
1　決定年月日　平成21年12月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２１年（フ）第２８号
和歌山県日高郡美浜町大字濱ノ瀬43番地、店舗の住所和歌山県御坊市藤田町吉田589―２
破産者　Ｌ．Ｂ．Ｍｎｏ工房こと　濱口　惠司
1　決定年月日　平成21年12月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
和歌山地方裁判所御坊支部

平成２０年（フ）第２４６号
熊本市江津１丁目14番23号、開始決定時の住所熊本市下江津６丁目10番10号
破産者　井上　哲郎
1　決定年月日　平成21年12月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部

平成２１年（フ）第４５０号
北海道旭川市春光４条９丁目７番８号　国広コーポＡ201
破産者　前田　聡志
1　決定年月日　平成21年12月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
旭川地方裁判所民事部

平成１９年（フ）第１７３号
青森県上北郡おいらせ町緑ヶ丘９丁目17番地76、開始決定時の住所青森県上北郡おいらせ町緑ヶ丘４丁目83番地48
破産者　関　　和也
1　決定年月日　平成21年12月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所十和田支部

平成２１年（フ）第７５号
青森県十和田市穂並町６番37号　幸荘２号
破産者　中村みちえ
1　決定年月日　平成21年12月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所十和田支部

平成２１年（フ）第２３４号
神奈川県川崎市中原区木月３丁目27番22号三田ハイツ102、申立時の住所新潟県新潟市中央区田中町5179番地89　スモールフォーリスト103号
破産者　金澤八永子
1　決定年月日　平成21年12月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第３４８号
静岡県浜松市中区上島１丁目７番５号　サバーイ・ディ・ビラ101
破産者　長谷川清司
1　決定年月日　平成21年12月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２１年（フ）第３４９号
静岡県浜松市中区上島１丁目７番５号　サバーイ・ディ・ビラ101
破産者　長谷川美知代
1　決定年月日　平成21年12月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２１年（フ）第３８７号
滋賀県草津市上笠４丁目16番14号
破産者　沢田　勇治
1　決定年月日　平成21年12月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大津地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第６６０号
京都市伏見区桃山町弾正島14―36　清水荘６号室、住民票上の住所京都市右京区山ノ内北ノ口町22番地
破産者　鈴木　靖博
1　決定年月日　平成21年12月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２１年（フ）第１５４２号
京都市西京区大原野東竹の里町２丁目１―３―506　中井圓心方、住民票上の住所京都市西京区大枝中山町１番地154
破産者　山﨑　和男
1　決定年月日　平成21年12月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２１年（フ）第２５４号
和歌山県橋本市高野口町伏原1260番地
破産者　北邨建設こと　北邨　勝寛
1　決定年月日　平成21年12月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２１年（フ）第４７１号
和歌山県橋本市高野口町小田530番地
破産者　山本　敏幸
1　決定年月日　平成21年12月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２１年（フ）第４８３号
和歌山市西紺屋町２丁目19番地
破産者　岡田工作所こと　岡田　健作
1　決定年月日　平成21年12月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２１年（フ）第５２５号
和歌山県海南市下津町塩津672番地
破産者　大畑　弘子
1　決定年月日　平成21年12月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
和歌山地方裁判所民事部破産再生係